平成２１年（フ）第２４３６１号
東京都江戸川区宇喜田町1472
債務者　安杖　哲郎
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３６２号
東京都豊島区東池袋５丁目35―24
債務者　早速　邦敏
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３６５号
神奈川県川崎市高津区坂戸３丁目15―22　マスターズ93―101
債務者　山本　知洋
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３７０号
東京都練馬区平和台４丁目16―７―205
債務者　渡邊　　彩
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３７８号
埼玉県和光市白子３丁目30―38
債務者　川俣　良威
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３７９号
埼玉県和光市白子３丁目30―38
債務者　川俣ふみ子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４４３１号
埼玉県本庄市本庄２丁目２―10
債務者　豊永　幸代
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０号
栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽2625―14―１―５
債務者　片岡　豊弘
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７号
秋田県横手市安田字八王寺99番地80
債務者　澁谷　一美
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１５３０号
東京都昭島市玉川町１丁目７番２号公団アパート２号館503号
債務者　村山比呂実
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５５４号
東京都西多摩郡瑞穂町南平２丁目24番地２メモリーハイム猪俣102号
債務者　中嶋　貞夫
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６７１号
青森市大字大野字前田71番地124
債務者　千葉　茂樹
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３９５８号
東京都足立区鹿浜７丁目２―12―203
債務者　石井　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９５９号
東京都足立区綾瀬２丁目16―７―203
債務者　菅生　金春
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９７１号
東京都板橋区蓮根１丁目22―６―302
債務者　鈴木　芳夫
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３０８号
東京都世田谷区八幡山２丁目15―20―106
債務者　林　　美保
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部